



# 鳥取県公報

平成16年 5月28日(金)  
第 7 5 8 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	生活保護法による医療機関の指定 (423) (福祉保健課) .....	1
	生活保護法による病院の廃止の届出 (424) ( " ) .....	2
	生活保護法による介護機関の指定 (425) ( " ) .....	2
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (426) (障害福祉課) .....	3
	指定居宅サービス事業者の指定 (427) (長寿社会課) .....	3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (428) ( " ) .....	4
	サクラソウ保護管理事業計画の認定 (429) (環境政策課) .....	4
	種畜証明書の書換え交付 (430) (畜産課) .....	4
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (431) (治山砂防課) .....	5
	災害危険区域の指定 (432) (建築課) .....	5
<b>内水面漁 管委告示</b>	あゆの採捕の禁止 ( 2 ) .....	6
<b>調達公告</b>	一般競争入札の実施 (防災危機管理課) .....	7
	公募型指名競争入札の実施 (管理課) .....	10
	落札者の決定 (出納室) .....	12

## 告 示

### 鳥取県告示第423号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029 - 2	平成16年 5月 1日
キヌガワ眼科	鳥取市栄町706	平成16年 5月20日

## 鳥取県告示第424号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から病院を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富652	平成16年4月30日

## 鳥取県告示第425号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指 定 年月日
医療法人社団内科小児科山脇医院	岩美郡国府町奥谷一丁目110	吉岡温泉デイサービスセンターふたば	鳥取市吉岡温泉町329	通所介護	平成16年 3月8日
社会福祉法人米子市社会福祉協議会	米子市錦町一丁目139-3	米子市中央老人デイサービスセンター	米子市錦町一丁目139-3	〃	平成16年 4月1日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	デイサービス田園	米子市東倉吉町57	〃	平成16年 4月6日
特定・特別医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市東町三丁目307	グループホームさくらはうす・つばきはうす	鳥取市覚寺180	痴呆対応型共同生活介護	平成16年 4月15日
社会福祉法人ショウトク福祉会	米子市榎原1889-6	ホームヘルパー派遣アイアイ	米子市榎原1823	訪問介護	平成16年 5月19日
〃	〃	介護老人保健施設アイアイ	〃	訪問リハビリ	〃
医療法人社団悠々	米子市米原九丁目3-10	ヒューマンケア「モモの家」	米子市米原九丁目3-10	通所介護	〃
有限会社新生ケア・サービス	米子市吉岡65-4	有限会社新生ケア・サービスデイサービスセンターコムハウス	米子市吉岡34-2	通所介護	〃
〃	〃	有限会社新生ケア・サービス訪問看護	米子市吉岡65-4	訪問看護	〃

		ステーション			
株式会社ハピネライフケア	米子市久米町200	グループホーム高砂	米子市彦名町2078	痴呆対応型共同生活介護	〃
鳥取西部農業協同組合	米子市東福原一丁目5-16	鳥取西部農業協同組合指定福祉用具貸与事業所	米子市東福原一丁目5-16	福祉用具貸与	〃

## 2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
日本プランニング有限会社	鳥取市千代水三丁目75	日本プランニング有限会社指定居宅介護支援事業所ゆうあい	鳥取市湖山町東二丁目159-2	平成16年5月19日
医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷1157	なるみ介護支援センター	米子市奥谷1157	〃
社会福祉法人シュウトク福祉会	米子市榎原1889-6	ケアプラン作成事業所アイアイ	米子市榎原1823	〃
社会福祉法人 麗明会	西伯郡大山町安原1118-1	ばんだの里指定居宅介護支援事業所	西伯郡大山町安原1118-1	〃

## 鳥取県告示第426号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年 5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指 定年月日
有限会社エス・ティ・エヌ	鳥取市今町一丁目130	エスポワール	鳥取市今町一丁目130	居宅介護	平成16年5月21日
特定非営利活動法人因幡万笑の会	鳥取市南安長一丁目10-9	特定非営利活動法人因幡万笑の会 スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目10-9	デイサービス	〃

## 鳥取県告示第427号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代	住所（主たる事	居宅サービス事業を	居宅サービス事業を行	居宅サービス	指 定
----------	---------	-----------	------------	--------	-----

表者の氏名)	務所の所在地)	行う事業所の名称	う事業所の所在地	事業の種類	年月日
特定非営利活動法人 人因幡万笑の会 理事長 西村俊二	鳥取市南安長一丁目10 - 9	N P O 法人人因幡万笑の会 スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目10 - 9	通所介護	平成16年5月17日
サンイン技術コンサルタント株式会社 代表取締役社長 大野木昭夫	米子市昭和町25 - 1	昭和座デイサービス	米子市昭和町55 - 3	〃	〃

**鳥取県告示第428号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社サンダルウッド 代表取締役 末次旦治	米子市八幡365 - 9	ケアプランやわた橋	米子市八幡365 - 9	平成16年5月13日
特定非営利活動法人人因幡万笑の会 理事長 西村俊二	鳥取市南安長一丁目10 - 9	N P O 法人人因幡万笑の会 スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目10 - 9	平成16年5月17日

**鳥取県告示第429号**

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づきサクラソウ保護管理事業計画を認定したので、同条第3項により告示する。

平成16年5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 住所 米子市諏訪298 - 2
- 2 氏名 鳥取県西部希少野生植物保全調査研究会 会長 小西 毅
- 3 保護管理事業の内容
  - (1) 生育実態調査の実施
  - (2) 保護・管理に関する研修会の開催
- 4 認定年月日 平成16年5月28日

**鳥取県告示第430号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証

明書の書換え交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年 5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明書番号	変更事由	変更後	変更前
平15鳥取県1第74号	種畜の名称の変更	銀河公	鎌倉土井
平15鳥取県1第26号	"	糸松鶴	関横1340
平15鳥取県1第72号	"	勝安波	福茂勝
平15鳥取県1第73号	"	平菊照	勝福栄

#### 鳥取県告示第431号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成16年 5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 名称

長砂地区急傾斜地崩壊危険区域

#### 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域のうち森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林を除いた区域

土 地	標 柱
米子市長砂町32 - 1	1号
米子市長砂町31 - 5	2号及び11号
米子市長砂町21 - 2	3号
米子市長砂町18 - 2	4号
米子市長砂町20 - 1	5号から7号まで及び9号
米子市長砂町624 - 1	8号
米子市長砂町31 - 1	10号
米子市長砂町34 - 1	12号

#### 鳥取県告示第432号

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部建築課及び西部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成16年 5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 名称

長砂地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域のうち森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林を除いた区域

土 地	標 柱
米子市長砂町32 - 1	1号
米子市長砂町31 - 5	2号及び11号
米子市長砂町21 - 2	3号
米子市長砂町18 - 2	4号
米子市長砂町20 - 1	5号から7号まで及び9号
米子市長砂町624 - 1	8号
米子市長砂町31 - 1	10号
米子市長砂町34 - 1	12号

### 内水面漁場管理委員会告示

## 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成16年 5月28日

鳥取県内水面漁業管理委員会会長 湯 村 良 章

採捕を禁止する河川		禁止する漁法	禁止する期間
1 千代川水系に係る河川	八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び同郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。	さお釣（引懸（ゾロ）を含む。）	平成16年 6月 1日から同月14日まで
		投網	平成16年 6月 1日から同月30日まで
	上記以外の区域	さお釣（引懸（ゾロ）に限る。）	平成16年 6月 1日から同月14日まで
		投網	平成16年 6月 1日から同月30日まで
2 天神川水系に係る河川		投網	平成16年 6月 1日から同

	ヤス	年 7月 1日正午まで
3 日野川水系に係る河川	投網	平成16年 6月 1日から同 年 7月 1日正午まで
4 加勢蛇川（東伯郡東伯町大字野井倉266地先えん堤か ら下流の区域）	投網	平成16年 6月 1日から同 月30日まで
5 勝田川（東伯郡赤碓町大字佐崎154 - 1地先佐崎橋か ら下流の区域）	投網	平成16年 6月 1日から同 月30日まで

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

#### (1) 工事名

鳥取県地域衛星通信ネットワーク整備工事（第2期・消防局）

#### (2) 工事場所

鳥取市吉成640 - 1ほか

#### (3) 工事内容

大規模災害発生時における各消防局への非常時連絡手段を確保するため、人工衛星を利用した防災行政無線に必要な衛星通信設備の製作、据付及び調整工事を3箇所行うものである。

#### (4) 工事の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

#### (5) 工期

平成16年 7月から平成17年 3月21日まで

#### (6) 予定価格

136,200,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(5)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 平成16年 5月28日（金）から同年 7月 1日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成 6年 7月 1日以降に工事が完了し、引渡しの完了している人工衛星を利用した防災行政無線に必要な衛星通信設備の整備を元請又は共同企業体の構成員として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）があること。

- (5) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。
- ア 入札参加資格確認申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、競争入札参加資格確認申請書の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
- イ 監理技術者にあつては、電気通信工事業に係る建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- ウ 主任技術者にあつては、電気通信工事業に係る主任技術者資格を有する者であること。

### 3 資格に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災局防災危機管理課情報システム管理室 電話 0857 - 26 - 7788

### 4 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

#### (1) 交付期間及び時間

平成16年5月28日（金）から同年6月11日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### (2) 交付場所

3に同じ。

### 5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書その他の書類（以下「申請書等」という。）を提出し、2の資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### (1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

#### (2) 提出場所

3に同じ。

#### (3) 提出方法

持参すること。

### 6 入札手続等

#### (1) 入札書の提出方法

持参すること。

#### (2) 入札執行の日時

平成16年7月1日（木）午前11時30分

#### (3) 入札執行の場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第32会議室（車庫棟1階）

#### (4) 入札保証金

免除

#### (5) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号。以下「建設工事執行規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

#### (6) 落札者の決定方法

1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その

者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 入札に当たっての留意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の150分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。

エ 入札に参加する者が1者のみの場合は、当該入札は中止することとする。

オ その他建設工事執行規則、会計規則及び入札説明書に定めるところによる。

7 入札後の留意事項

(1) 入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に契約金額の100分の10以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 会計規則第113条に規定する契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

(4) 建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払、同条第2項に規定する前金払及び同規則第65条第1項に規定する部分払については、入札説明書のとおりとする。

8 契約担当部局

3に同じ。

9 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

(3) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(4) 資料作成及び工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、7の(3)の契約保証金の額を契約金額の10分の3以上の額とするとともに、7の(4)の建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払の額を契約金額の10分の2以下の額とする。

(6) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本

件工事の施工期間中、2の(5)に掲げる監理技術者又は主任技術者に加え、電気通信工事業に係る主任技術者資格を有する者を1名専任で配置することを求める。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 業務の概要

(1) 業務名 生山地区地域防災対策総合治山事業測量調査設計委託

(2) 業務内容

本件業務は、日野郡日南町生山地区における地盤災害(地すべり、落石及び岩盤崩壊)危険地の地形調査、地盤調査及び動態観測の結果を基に機構解析を行い、対策工事の詳細設計を行うものである。

(3) 業務の概要

ア 地盤調査業務 調査ボーリング 11孔  
標準貫入試験 9孔  
地中変動量調査 12孔  
地下水変動観測調査 12孔  
地下水検層 10孔  
岩盤観測工 2孔  
落石振動調査 一式

イ 測量業務 現地測量 一式

ウ 設計業務 詳細設計 一式

(4) 履行期間 平成16年6月から平成17年3月18日まで

(5) 予定価格 33,306,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次の(1)から(10)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第648号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)及び平成15年鳥取県告示第700号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、地質調査業務に係るものを有すること。

(3) 平成16年5月28日(金)から同年6月9日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 平成16年4月1日(木)から同年6月9日(水)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(5) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を県内に有すること。

(6) 常勤の技術部門の技術者(土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務又は測量業務に従事している者で1年以上の実務経験を有する者をいう。以下同じ。)を20名以上有すること。

(7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員(以下「技術士」という。)及び社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティング

マネージャの資格試験のうち技術部門を地質部門とするものに合格し、その登録を受けている常勤の技術部門の要員（以下「シビルコンサルティングマネージャ」という。）を各1名以上有し、かつ、これらの要員を合わせて3名以上有すること。

- (8) 測量法（昭和24年法律第188号）第49条第1項の規定による測量士の登録を受けている常勤の技術部門の要員（以下「測量士」という。）を3名以上有すること。
- (9) 平成7年度以降に業務が完了し、成果品を納入している地すべりに関する調査解析（地下水検層を含む。以下「同種業務」という。）を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上であること。
- (10) 本件業務の実施期間中、技術士又はシビルコンサルティングマネージャで管理技術者及び照査技術者として配置することができるものを有すること。

なお、管理技術者と照査技術者は、同一の者であってはならない。

### 3 請負契約に関する書類の閲覧場所

鳥取県日野総合事務所閲覧室（日野郡日野町根雨140 - 1）

### 4 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年5月28日（金）から同年6月9日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）に掲示し、ファイルをダウンロードすることにより交付するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成16年5月28日（金）から同年6月9日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140 - 1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき、作成した技術資料を次により提出するものとする。

#### ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

#### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

#### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

### 4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されると

は限らない。

- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 技術資料を提出する者が1者のみの場合は、当該入札は中止することとする。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 「とっとり県政だより」の印刷業務  
1回につき211,000部 12回発行
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成16年4月1日
- 4 落札者の名称及び所在地 日ノ丸印刷株式会社  
鳥取市寿町915
- 5 落 札 金 額 36,954,540円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成16年2月20日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県出納局出納室  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220